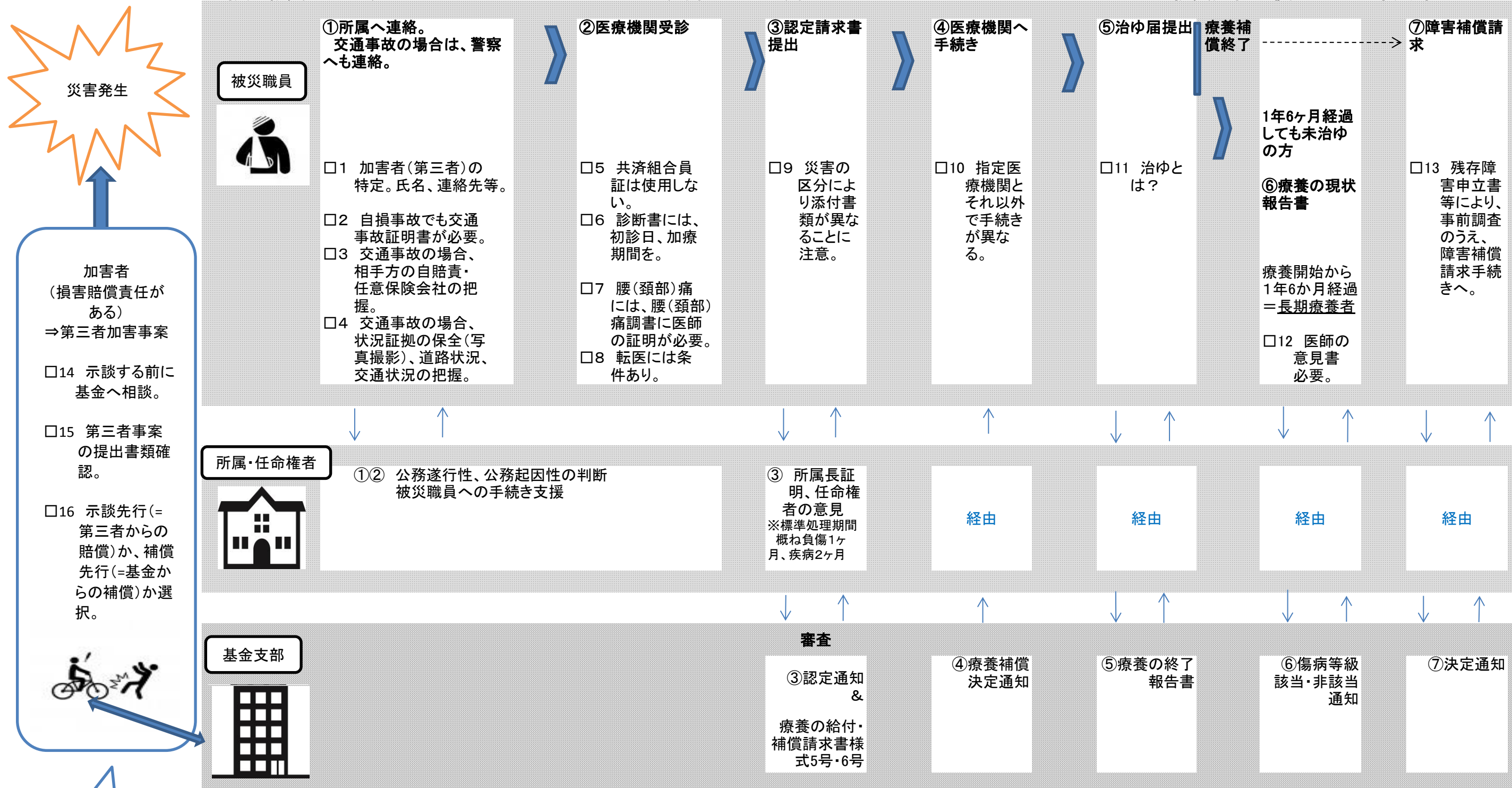


## ◆ 災害が発生したら・・・◆ (療養補償の流れと注意点)

⇒被災職員の方は、1～16のチェックボックスについて、確認しましょう。

地方公務員災害補償基金山形県支部 H29.12



### 【MEMO】

- 1～3 第三者加害報告書(地基山形様式第3号)に記載が必要な基本情報。
- 4 事故発生状況報告書(地基山形様式第4号)に記載が必要な基本情報。示談に有利な証拠となることもあります。可能な限り状況把握を。
- 7 腰痛調書(地基山形様式第6号)
- 8 転医報告書(地基山形様式第10号)
- 9 認定請求の添付書類について(手引きP10～P11)
- 10 指定医療機関→療養補償請求書様式第5号(初回提出のみ)  
指定医療機関以外→療養の補償請求書様式第6号(各診療月ごと提出)

- 11 治ゆとは？ 完全治ゆと症状固定。症状が固定して、もはや医療効果が期待できなくなった場合も提出してください。例)疼痛・倦怠感はあるものの、療養が対症療法しかなく症状が固定している。→治ゆ届の提出(医師の診断書不要)。
- 14 「治療費は公務災害で補償されるので、請求しない。」など権利を放棄するような示談はしない。□基金が求償できなくなる恐れがあります。
- 15 ①第三者加害報告書、②念書、③確約書、④第三者加害行為現状報告書(6か月経過ごと、示談成立時、治ゆ時)⑤示談書写し
- 16 軽症で、自賠責保険限度額の120万円以内に収まる見込みであれば、示談先行。重症で療養が長期化し、治療費が120万円を超える見込みの場合、過失が大きい場合、示談が難航している場合等は、補償先行。